高齢者とその家族を支えます！

在宅の高齢者とその家族が、安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えない市独自のさまざまな事業を実施しています。主な事業について紹介しますので、内容をご確認のうえご利用ください（市内に住民登録をしていることが要件になります）。なお、各事業の利用にあたっては事前に申請が必要です。利用したいサービスの詳細、申請方法については、市役所長寿福祉課または各支所までお気軽にお問い合せください。

福祉タクシー事業

高齢者や身体障害者手帳などをお持ちの方の日常生活の移動手段を確保するため、タクシーを利用する際のタクシー利用料金を一部助成します。なお、医療機関に通院する場合、各種福祉行事への参加、または市役所・支所及び公の施設等を利用する時のみに限られていた利用範囲の制限はありません。

○対象者／一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で次のいずれかの条件に該当する方

1　満65歳以上の方
2　身体障害者手帳の交付を受けている方
3　療育手帳の交付を受けている方
4　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
5　難病の医療受給者証の交付を受けている方

○利用者の負担

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円～	3,000円を控除した額

○利用方法／市役所または各支所で利用の申請をして、利用券の交付を受けてから、指定のタクシー会社に連絡をしてご利用ください。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

敷き布団、掛け布団、綿入れかいまき、毛布等のクリーニングの利用料金を助成します。

○対象者／次のいずれかの条件に該当する方

1　おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
2　高齢者のみの世帯に属する方

○対象の寝具類及び利用者の負担

1　敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき　1枚につき200円
2　毛布　1枚につき100円

○利用の限度／原則年2回まで

○利用方法／市役所または各支所で利用の申請をして、利用券の交付を受けてから、指定のクリーニング店へ寝具類をお持ち込みください。

訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容店に行けない方に対し、訪問によるサービスを提供し、その費用の一部を助成します。

○対象者／在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、または認知症の方で、常時臥床の状態にあるか、または日常の生活の大半を他の者の介護を必要とする状態が今後も続くと認められる方（長期入院者を除く）

○利用者の負担／1回につき2,000円　○利用の限度／年6回まで

○利用方法／市役所または各支所で利用の申請をして、助成券の交付を受けてから、指定理美容店に予約後ご利用ください。

高齢者位置情報サービス利用助成金交付事業

高齢者位置情報サービスを利用する家族介護者に対し、利用に係る初期費用の一部を助成します。

○対象者／認知症により、徘徊行動のおそれがある65歳以上の高齢者を介護する家族で、次のいずれにも該当する方

1　高齢者が在宅であること
2　家族も市内に住所を有すること（同居でなくてもよい）

○利用者の負担／助成上限10,000円を超えた額、またはそれ以下で100円未満の額

○利用方法／市役所または各支所で申請書に必要事項を記入してください。その際、初期費用の内訳が明記されている契約書または領収書等の写しを添付してください。

家族介護用品（紙おむつ等）支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族等に介護用品を購入するための助成券を交付します。

○対象者／次のいずれかの条件に該当する方を在宅で介護している方

1　申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
2　身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
3　特定疾病該当者で65歳未満の介護保険認定者（要支援状態に該当するものを除く）

※在宅の場合に限ります。（入院・入所中及びショートステイが月の半数を超える場合は、対象になりません）

○利用の限度／年間60,000円分

ただし、次の要件すべてにあてはまる方は、年間75,000円分

◇申請日現在65歳以上の方
◇要介護3以上の認定を受けている方
◇前年度の市民税が非課税の世帯に属する方

○利用方法／市役所または各支所で利用の申請をして、助成券の交付を受けてから、指定の販売店で介護用品を購入してください。

※助成券を利用して購入できる介護用品は「紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート」です。それ以外のものは購入できません。

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1枚1,000円のはり・きゅう・マッサージ券を交付します。

○対象者／次のいずれかの条件に該当する方

1　70歳以上の方
2　身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方、または療育手帳（Ⓐ、A）の交付を受けている方
3　60歳以上で身体障害者手帳（3級～6級）の交付を受けている方

○利用者の負担／利用料金から1,000円を控除した金額

○利用の限度／年10回まで

○利用方法／市役所または各支所で利用の申請をして、助成券の交付を受けてから、指定施術機関でご利用ください。

配食サービス事業

栄養のバランスがとれた食事を提供し、その費用の一部を助成するとともに、安否確認を行います。

○対象者／高齢・心身の障碍（しょうがい）及び疾病等の理由により食事の支度が困難な方で、次のいずれかの条件に該当する方

1　おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
2　高齢者のみの世帯に属する方
3　障碍者または難病患者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び難病の医療受給者証の交付を受けている方）

○利用者の負担／1食300円　○利用の限度／週7回以内

○利用方法／市役所または地域包括支援センターで利用の申請をしてご利用ください。その際はアセスメント票（申請の際に作成）の提出が必要となります。

○担当地域包括支援センター

大宮地域の方：南部地域包括支援センター　☎53-6810
山方・美和・緒川・御前山地域の方：北部地域包括支援センター　☎57-3326

■問い合わせ■

長寿福祉課　高齢者支援グループ　☎52-1111（内線175）
各支所　山方　☎57-2121　美和　☎58-2111　緒川　☎56-2111　御前山　☎55-2111
※上記のほか、お近くの民生委員児童委員にもお気軽にご相談ください。